

社外取締役の独立性判断基準

株式会社Sun Asterisk

当社は、社外取締役となる者の独立性を担保し、もって健全なコーポレートガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を次のとおり定めます。当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目にいずれも該当しないと確認される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断します。

1. 当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（*1）
2. 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者又は法人の業務執行者
3. 当社グループを主要な取引先（*2）とする者又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先（*3）又はその業務執行者
5. 当社グループの主要な借入先（*4）又はその業務執行者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（*5）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社グループから多額の寄付又は助成（*6）を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
8. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
9. 上記1. に過去10年間に於いて該当していた者
10. 上記2. から8. に過去3年間に於いて該当していた者
11. 上記1. から8. のいずれかに該当する者が重要な者（*7）である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
12. 上記各項のほか、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれがあるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

（*1）業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

（*2）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高2%を超える者をいう。

（*3）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

（*4）当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

（*5）多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円を超える財産をいう。ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える財産をいう。

（*6）多額の寄付又は助成とは、年間1千万円以上の寄付又は助成をいう。

（*7）重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

以上